

大学院農学研究科における出産・育児期間中の教員に関する支援制度の申合せ

(平成30年1月25日運営会議決定)

(平成31年4月4日研究科長裁定)

1. 大学院農学研究科所属の専任教員および特定有期雇用教員、時間雇用教員が出産・育児に携わる期間、教育・研究活動に支障をきたすことなく双方を両立させる職場環境の支援制度に関する必要な事項は、この申合せによる。

2. 当該所属の教員が産前・産後休暇、育児休業を含む前後の期間、特定有期雇用教職員及び時間雇用教職員を補充することができる。任期は原則として最長3年とする。

この場合、当該専攻長等は、別紙様式により、研究科長に申し出るものとする。

3. 2の規定により当該専攻長等から申し出があった場合は、研究科長は、必要に応じて研究科教授会の議を踏まえて、関連学系へ報告するものとする。

当該制度の実施における人件費は、京都大学農学部教育研究基金等より支出する。

4. 3に規定する人件費は、俸給月額30万円を限度とし、日割計算をする場合は月額を30で割った額に所要日数を掛けたものとする。

なお、これにより難しい場合（専門的知識・技術が必要な職種）は別途協議し、限度額を決定するものとする。

5. この申合せに定めるもののほか、この申合せの実施に関し必要な事項は、研究科長が定める。

附 則

この申合せは、平成30年1月26日から適用する。

附 則

この申合せは、平成31年4月4日から施行する。

附 則

この申合せは、令和3年1月21日から施行する。